

社会保険事務講習会質問事項（令和6年11月12日・置賜）

I 全国健康保険協会山形支部への質問事項

番号	質問事項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	傷病手当金支給申請書3ページ（事業主記入用）の記入で申請期間の途中で退職した場合、事業主の証明日は退職日以降であればいいのか、期間が経過しないとダメなのか。	事業主の証明日は退職日以降であれば問題ありません。 例 令和6年10月1日から令和6年10月31日までの申請期間で退職日が令和6年10月15日であった場合は、証明日が令和6年10月15日であれば可となります。